

1 教育相談・就学先決定に当たって

関係者の心構え

就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要です。

就学先の決定にかかわる関係者の対応いかんによっては、子供が持てる力を高め、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善又は克服するための、適切な教育や必要な支援を十分に享受することができず、結果として、子供の学習する権利を奪うことになりかねません。

就学にかかわる者は、障がいのある子供が自己の可能性を伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強く持つことが必要です。

関係者に求められること

(1) 市町村教育委員会に求められること

市町村教育委員会は、障がいのある子供の就学先決定に当たり、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の決定を行うこととなります。

障がいのある子供の教育に関する基本的な方向としては、障がいのある子供と障がいのない子供が、できるだけ同じ場で学ぶことを目指すことが大切ですが、その場合には、それぞれの子供が、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか、これが最も本質的な視点となります。

市町村教育委員会は、域内に住所が存する子供の適切な就学についての責任を負っているため、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において提言された「教育支援委員会（仮称）」(*)等を設置し、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが大切です。

特に、設置者が異なる特別支援学校に就学した子供については、就学後もフォローアップを図ることができるように努め、市町村教育委員会の担当者が継続して丁寧な引き継ぎを行い、情報が確実に伝わるようにすることが必要です。

(2) 学校関係者に求められること

小・中学校及び特別支援学校等のすべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。特に、発達障がいに関する一定の知識・技能は発達障がいの可能性のある子供の多くが小・中学校の通常の学級に在籍してい

ることから、必須となります。

特別支援学校については、地域の特別支援教育のセンター的機能を有していることから、その一層の充実を図るとともに、さらなる専門性の向上に取り組む必要があります。

(3) 関係機関の連携による支援

市町村教育委員会は、保育等担当者や相談担当者、医療・福祉・保健福祉担当者、学校等、関係機関との連携を図りながら、本人・保護者への早期からの教育相談や継続した支援を行い、地域で子供を支えていくという体制づくりをしていくことが必要です。

保護者、専門家からの意見聴取

(1) 意見聴取の機会の拡大

学校教育法施行令の一部改正で、保護者や専門家へ意見聴取の機会が拡大されました。これまでは、新学齢児の就学の際に意見聴取をすることが義務付けられていましたが、今回の改正で、小学校から特別支援学校中学部への進学時や転学時にも行うこととなります。

(2) 保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取に当たっては、就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者の考える時間を十分に確保しておくことが必要です。その際、支援を必要とする理由や、就学先で得られる教育効果等についても、わかりやすく丁寧に説明することが重要であり、また、あらかじめ両親や家族で相談しておくことを勧めたり、既に就学している子供の家族に相談できる機会を設けたりなどの取組も有効です。

(3) 専門家からの意見聴取

就学先の検討に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、「教育支援委員会（仮称）」等にそれぞれの専門家が参加して総合的な判断のための検討を行うことなどが考えられます。

なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会が就学先の決定を行うに際して、その判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、「教育支援委員会（仮称）」等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

就学先の決定

(1) 本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成

就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分に情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者、市町村教育委員会、

学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的に市町村教育委員会が決定します。なお、この際に、合理的配慮（P. 59参照）の提供についても合意形成を図ることが必要となります。

さらに、就学後においても支援の内容や就学先について必要に応じて見直すことや、見直しのための手続きについても理解を共有しておくことも大切です。具体的な合意形成の方法として、三者が協議の場を持ち、十分な話し合いの上で合意していくことが望ましい方法と考えます。

（２）決定に当たっての留意点

決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、この確認や実際の受け入れ体制を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはなりません。

障がいのある子供と障がいのないそれぞれの子供が、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点になります。

そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、共通認識を醸成していくことが重要です。

「学びの場」の柔軟な見直し等

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学びの場がすべて決まってしまうのではなく、子供の発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に転学等ができることを、関係者の共通理解とすることが重要です。

障がいの状態等の変化により、就学先の変更が必要と考える場合には、適切な学びの場について十分に検討することが必要です。

小・中学校と特別支援学校間の転学が行われる場合においては、学校教育法施行令第18条の2により、保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならないことに留意する必要があります。

継続的な教育相談と相談体制の整備

（１）教育相談の在り方

教育相談は、その後の適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的であり、子供の可能性を最大限伸長させるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者とともに合意形成を図っていくことが求められます。

早期における教育相談に当たっては、保護者の気持ちを十分にくみ取り保護者とともに子供の将来について話し合うといった教育相談を行うことが大切です。

保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ます。市町村教育委員会は、本人・保護者の意見を十分に聞くとともに、本人・保護者が置かれた状況を十分に把握しつつ、共通認識を醸成していくことが重要です。

(2) 継続的な教育相談

子供の教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため、特別支援学校や小・中学校において個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、その内容の充実を図るとともに、同計画を定期的に見直すことを通じて、継続的な教育相談を行う必要があります。

小・中学校及び市町村教育委員会に加え、特別支援学校及び都道府県教育委員会においても、継続的な教育相談を行うための体制が必要となることに留意する必要があります。各学校における校内委員会等の体制整備や、教育委員会による専門家チームの派遣や定期的な巡回教育相談等を通じた、各学校への支援が必要です。

(3) 関係機関と連携した体制整備

就学先の決定に際して市町村教育委員会において適切な判断ができるようにするため、市町村教育委員会が、早期支援に係る機関（認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関）との連携強化による情報の共有化を推進するための体制整備が必要です。

* 教育支援委員会（仮称）に求められる機能

現在、多くの市町村に設置されている「就学指導委員会」等については、早期からの就学相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会（仮称）」といった名称にすることが適当であり、以下のように、その機能を拡充することが期待されます。

- (ア) 障がいのある子供の状態を早期から把握する観点から、各関係機関等との連携により、障がいのある子供の情報を継続的に把握すること。
- (イ) 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。
- (ウ) 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- (エ) 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- (オ) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要望に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- (カ) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- (キ) 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- (ク) 「合理的配慮」について、提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。